

ご存知ですか? 消費税転嫁対策特別措置法について

消費税の円滑かつ適正な転嫁のために(転嫁対策特別措置法)

平成9年以来、長らく増税のなかった消費税ですが、税率8%への引き上げが、いよいよ本年4月から実施されます。税率引き上げは多くの中小企業等にとって深刻な問題となります。その一つが、適正に価格転嫁ができないことにより中小企業等が実質的に消費税の負担を強いられるといった、中小企業等へのしわ寄せなどです。そこで、このような事態を回避すべく、平成25年10月1日に「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されました。本稿では、消費税増税に備えて、中小企業等の円滑な消費税の価格転嫁を促進する「消費税転嫁対策特別措置法」について、その内容をご説明します。

■「消費税転嫁対策特別措置法」とは?

「消費税転嫁対策特別措置法」とは、平成26年4月からの消費税率引き上げにともない、中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買いたきなどにより消費税の転嫁(消費税分を上乗せすること)を拒否することを禁止すること等を定めた法律で、平成25年10月1日から施行されました。但し、平成29年3月31日までの期間限定の制度です。

「消費税転嫁対策特別措置法」のポイントをまとめると下図の通りとなります。



(1) 消費税の価格転嫁拒否等の禁止

「特定事業者」(買い手)による「特定供給事業者」(売り手)に対する消費税の転嫁拒否等の行為が禁止されます。

特定事業者と特定供給事業者との適用関係は右図の通りです。

〔禁止される転嫁拒否の類型および具体例〕

買手業者が売手業者に対して禁止される行為の類型は5つであり、具体例は下図の通りとなります。

減額	やっぱり代金は前のままにしよう	特定事業者は合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否できない。
買いたき	消費税率が上がってもこれまで通りの価格でお願いします	特定事業者は合理的な理由なく通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否できない。
商品購入・役務利用・利益提供の要請	代わりにウチのチケット買ってくれん?	特定事業者は消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたりサービスを利用させたり、経済上の利益を提供させる行為ができない。
本体価格での交渉拒否	税込価格の見積書しか受取れません	特定事業者は価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格での交渉の申出を受けた場合、その申出を拒否できない。
報復行為		特定事業者は消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として取引数量を減じる等の不利益の取扱いができない。

※大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者、あるいは店舗面積が3,000㎡以上(東京都・政令指定都市)の事業者。

(2) 消費税の転嫁を阻害する表示の禁止

〔禁止される表示の類型および具体例〕

事業者が消費税を負担しているのかのような誤認を消費者に対して与えたり、納入業者への買いたきや競合する小売事業者の転嫁を阻害したりしないよう、消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。事業者が禁止される表示の類型は3つで、具体例は次の通りとなります。

①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

消費税は転嫁しません	消費税はいただきます
消費税は当社が負担致します	消費税はおまかせします
消費税増税分を据え置いています	消費税はサービス
消費税は一部の商品にしか転嫁していません	消費税還元

②取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

消費税率上昇分値引きします	消費税分をレジにて値引きします
消費税8%還元セール	消費税分は勉強させていただきます

③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの

消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します
消費税率の引上げ分を後でキャッシュバックします
消費税相当分のお好きな商品を1つ提供します
消費税相当分の商品券を提供します

禁止されない表示例

①消費税との関連がはっきりしないもの	②たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけのもの	③たまたま消費税率と一致するだけのもの
春の生活応援セール	3%値下げ	10%値下げ
新生活応援セール	3%還元	8%還元セール

(3) 総額表示義務の特例

総額表示義務は、消費者に商品の販売等を行う事業者が値札やチラシ等に価格を表示する際、消費税額を含めた価格を表示しなければならない制度ですが、**値ごろ感の維持、事務負担の軽減**として、特例により下記のような表示が認められることとなります。

税抜価格による表示方法

個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

〇〇〇円(税抜き)	〇〇〇円(税抜価格)	〇〇〇円(本体)
〇〇〇円(本体価格)	〇〇〇円+税	〇〇〇円+消費税

店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例

当店の価格は全て税抜表示となっております。

税込価格による表示方法

税込価格が見やすく、税抜価格が税込価格と誤認されないように表示します。明確に表示されているといえる例

1,000円(税込1,080円)	1,000円
------------------	--------

表示されていないといえない例

1,000円(税込1,080円)	1,000円
1,000円(税込1,080円)	1,000円

(4) 転嫁方法、表示方法の決定に関するカルテルの容認

カルテルは、事業者等が商品の価格等を共同で取り決める行為をい、独占禁止法では自由な競争を阻害するとして禁止されている行為ですが、公正取引委員会への事前届出を条件に、「転嫁方法」、「表示方法」についてのカルテルを行うことができます。

転嫁カルテル 「消費税の転嫁の方法の決定」についての共同行為のこと。

転嫁カルテルを行うことができるのは主に中小事業者やその団体です。転嫁カルテルとして行うことができる行為の例示は以下の通りです。

各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税部分を上乗せする旨の決定

消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇度合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定

表示カルテル 「消費税についての表示の方法の決定」についての共同行為のこと。

表示カルテルは、全ての事業者又は事業者団体が行うことができます。表示カルテルとして行うことができる行為の例示は以下の通りです。

消費税率引上げ後の価格について統一した表示方法を用いる旨の決定

①税込価格を表示する場合
・「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示
・「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示

②税込価格を表示しない場合
・個々の値札に、税抜価格を表示した上で「+税」と表示する旨の決定
・個々の値札には税抜価格を表示した上で商品欄等の消費者に見やすい場所に「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定

お問合せ先 **税理士法人AKJパートナーズ 福岡オフィス 税理士: 脇屋 忠生**
 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル9F
 TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351 <http://www.akj-partners.com/fukuoka/>